

産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書審査表（中間処理施設・最終処分場）

申請者（ ） 施設の種類（ ） 設置者の区分 [1 排出事業者 2 処理業者]

事 項		添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（省令第12条の11の12第1項）				様式が正しいこと。（省令様式第26号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）				住所、氏名、電話番号を記入（⑤、⑥と照合）。 行政書士による代理申請の場合は併記。
譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（第2号）				記入されていること。設置許可証等と照合
施設の設置の場所（第3号）				施設（関連付帯設備を含む）の設置場所が正確に記入されていること。設置許可証等と照合
施設の種類（第4号）				がれき類の破砕施設、汚泥の焼却施設、安定型最終処分場等の別が正しく記入されていること。設置許可証等と照合
許可の年月日及び許可番号（第5号）				正確に記入されていること。設置許可証等と照合
申請者	個人である場合			本籍と住所は地番まで正確に記入（⑥と照合）
	法人である場合			住所は地番まで正確に記入（⑤と照合）
未成年者である場合、 法定代理人 （第6号）	法定代理人が個人である場合			本籍と住所は地番まで正確に記入（⑧と照合）
	法定代理人が法人である場合			法人の住所、役員の本籍・住所は地番まで正確に記入（⑧と照合）
法人である場合、役員（第7号）				取締役、監査役、顧問、執行役員、理事などいかなる名称を有するかを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者全員について記入。（⑤等と照合）本籍と住所は地番まで正確に記入。（⑨と照合）
法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（該当する株主又は出資者がある場合）（第8号）				株主等が個人の場合は本籍と住所を、法人の場合は住所欄に本店の所在地を地番まで正確に記入。また、株主等が法人の場合、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を、生年月日欄に法人の設立年月日を記入。（⑩と照合） 該当がない場合は、氏名又は名称の欄に「該当なし」と記入
令第6条の10に規定する使用人（第9号）				本籍と住所は地番まで正確に記入。（⑪と照合） 該当がない場合は、氏名の欄に「該当なし」と記入
申請手数料証紙（宮城県使用料及び手数料徴収条例別表第2第110の4号）				許可申請 70,000円

留意事項

：3部（本課用、保健所控、申請者控）を提出すること…行政書士による代理の場合等、それ以上の部数を提出することも可能。

No	添 付 書 類	添付	審査	審 査 内 容
①	施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（省令第17条に定める技術管理者の資格を証する書類若しくは経歴書等又は技術管理士認定証若しくは旧厚生大臣認定技術管理者講習の修了証の写し）（省令第12条の11の12第2項第1号）			省令第17条に定める技術管理者の資格を有すること ・コースが正しいこと ・事業場毎に専従の技術管理者が置かれていること 廃棄物処理施設技術管理者講習（日本環境衛生センター） 最終処分場コース：最終処分場 産業廃棄物焼却施設コース：焼却施設 破砕・リサイクル施設コース：破砕施設 産業廃棄物中間処理施設コース：その他の中間処理施設 旧厚生大臣認定廃棄物処理施設技術管理者認定講習 産業廃棄物焼却施設コース：焼却施設 産業廃棄物中間処理施設コース：その他の中間処理施設 産業廃棄物最終処分場コース：安定型、管理型、遮断型 産業廃棄物安定型最終処分場コース：安定型
②	施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（第2号）			総 額：資金の内訳、金額が妥当なものであること 調達方法：資金の総額に対し十分な額であること。借入がある場合は、確実に借入れできるものであり、かつ、返済方法に無理がないこと（細則様式第13号）

③	法人の場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(第3号)		直前3年の貸借対照表
			直前3年の損益計算書
			直前3年の株主資本等変動計算書
			直近3年の個別注記表
			直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
			直前3年の法人税の納税証明書(国税:その1・納税額等証明用)
			直前3年の減価償却明細書(別表16(1)及び(2))
			※決算書類が3年に満たない場合:申請以後3年間の収支計画書
			事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。
④	個人の場合、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(第4号)		資産に関する調書(施行細則様式第15号)
			直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
			直前3年の所得税の納税証明書(国税:その1・納税額等証明用)
			青色申告事業者の場合は、さらに貸借対照表及び損益計算書も添付。
			事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。
⑤	法人の場合、定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(第5号)		定款又は寄附行為
			登記事項証明書
			内容が申請時点で最新のものであること(必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付)。
⑥	個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第6号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑦	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類(第7号)		(省令様式第6号の2 10面) 誓約(法第14条第5項第2号イからへに該当しない)していること
⑧	未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第8号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			法人の場合…登記事項証明書
⑨	法人の場合、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第9号)		役員の住民票の写し
			役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑩	法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には登記事項証明書)(第10号)		該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
⑪	令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第11号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書
⑫	設置(変更)許可証の写し(届出施設にあっては、届出書又は受理書の写し)		添付されていること

留意事項

- ：申請書に先行許可証が提出された場合は⑥、⑧～⑪に係る住民票の写し、登記されていないことの証明書、法人の登記事項証明書は省略可（省令第12条の11の12第3項）。
- ：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
- ：納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するときは原本対照を行うこと。
- ：本審査表は一般廃棄物処理施設についても準用する。この場合において、①については（一財）日本環境衛生センター廃棄物処理施設技術管理者講習募集要項により確認することとし、焼却施設については「ごみ処理施設コース」が該当、それ以外の施設については同等の施設コースが該当する。
- ：同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。